

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:福祉部高齢者支援課 No.001

処 分 名	高齢者福祉センターの使用の許可
処 分 の 概 要	高齢者福祉センターを使用しようとする方は、あらかじめ市長の許可を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市高齢者福祉センター条例(平成 17 年条例第 101 号)第5条 春日部市高齢者福祉センター条例施行規則(平成 17 規則第 32 号)第3条
審 査 基 準	<p>高齢者福祉センターを使用することができる方は、市内に居住する 60 歳以上の方です。</p> <p>高齢者福祉センターを使用しようとする方は、あらかじめ市長の許可が必要です。</p> <p>許可された事項を変更するときも、同様です。</p>
標準処理期間	5日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日(最終改正:平成 26 年 4 月 1 日)
申請時期	随時
申請方法	使用する各高齢者福祉センター窓口への提出
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市高齢者福祉センター条例

第5条 センターを使用することができる者は、市内に居住する60歳以上の者とする。ただし、市長が特別の理由があると認めた者については、この限りでない。

2 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも、同様とする。

■春日部市高齢者福祉センター条例施行規則

第3条 条例第5条第2項の規定により、センターの使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、春日部市高齢者福祉センター使用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 申請書は、個人にあつては使用する日の10日前から、団体にあつては使用する日の3か月前から、それぞれ使用する日の当日までの提出とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 市長は、申請書を受理し、その内容を審査し、適当と認めたときは、春日部市高齢者福祉センター使用許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:福祉部高齢者支援課 No.002

処 分 名	憩いの家の使用の許可
処 分 の 概 要	憩いの家を使用しようとする方は、あらかじめ市長の許可を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市憩いの家条例（平成 17 年条例第 102 号）第 5 条 春日部市憩いの家条例施行規則（平成 17 年規則第 33 号）第 3 条
審 査 基 準	憩いの家を使用しようとする方は、あらかじめ市長の許可が必要です。 許可された事項を変更するときも、同様です。
標準処理期間	5 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	使用する各憩いの家窓口への提出
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市憩いの家条例

第5条 憩いの家を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも、同様とする。

■春日部市憩いの家条例施行規則

第3条 条例第5条第1項の規定により、憩いの家を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、個人にあつては、春日部市憩いの家使用入館票（様式第1号）を、団体にあつては、春日部市薬師沼憩いの家使用申請書（様式第2号）又は春日部市大池憩いの家使用申請書（様式第3号）（以下これらを「申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、個人にあつては、憩いの家を使用する日（以下「使用日」という。）の10日前の日から、団体にあつては、使用する日の1か月前から、それぞれ使用する日の当日までの提出とする。

3 市長は、第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、条例第10条に規定する使用料を徴収し、春日部市薬師沼憩いの家使用許可書（様式第4号）又は春日部市大池憩いの家使用許可書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:福祉部高齢者支援課 No.003

処 分 名	高齢者憩いの家の使用の許可
処 分 の 概 要	高齢者憩いの家を使用しようとする方は、あらかじめ市長の許可を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市高齢者憩いの家条例（平成 17 年条例第 103 号）第 5 条 春日部市高齢者憩いの家条例施行規則（平成 17 年規則第 34 号）第 3 条
審 査 基 準	憩いの家を使用しようとする方は、おおむね 60 歳以上の市民とし、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。許可された事項を変更するときも、同様です。
標準処理期間	5 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	使用する各高齢者憩いの家窓口への提出
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市高齢者憩いの家条例

第5条 憩いの家を使用しようとする者は、おおむね60歳以上の市民とし、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも、同様とする。

■春日部市高齢者憩いの家条例施行規則

第3条 条例第5条第1項の規定により、憩いの家の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用する日の当日までに春日部市高齢者憩いの家使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請書は、個人にあつては使用する日の10日前から、団体にあつては使用する日の3か月前から、それぞれ使用する日の当日までの提出とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、申請書を受理し、その内容を審査し、適当と認めるときは、春日部市高齢者憩いの家使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:福祉部高齢者支援課 No.004

処 分 名	憩いの家の使用料の還付
処 分 の 概 要	既納の使用料は、還付しません。ただし、基準の要件に該当した場合、憩いの家の使用の許可を受ける者に対して、使用料の全部又は一部を還付することができます。
根拠条例等・条項	春日部市憩いの家条例（平成 17 年条例第 102 号）第 12 条 春日部市憩いの家条例施行規則（平成 17 年規則第 33 号）第 7 条、第 8 条
審 査 基 準	<p>◎次の (1)～(3)の要件のいずれかに該当した場合、憩いの家の使用料が還付されます。</p> <p>(1) 憩いの家の管理上特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検・補修等、施設の維持に係る作業を要する場合等を指します。 <p>(2) 使用者の責めに帰することができない理由により憩いの家の施設等を使用することができないとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害などにより施設自体が使用できない場合や、災害や事故などに伴う交通機関の途絶などの不可抗力により使用できない場合等を指します。 <p>(3) その他市長が特に必要と認めたとき。</p>
標準処理期間	3 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申請時期	還付を受けようとするとき
申請方法	春日部市憩いの家使用料還付申請書（様式第 7 号）に許可書を添えて、市長に申請する。
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市憩いの家条例

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 憩いの家の管理上特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。

(2) 使用者の責めに帰することができない理由により憩いの家の施設等を使用することができないとき。

(3) その他市長が特に必要と認めたととき。

■春日部市憩いの家施行規則

第7条 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付は、市長が別に定める額を還付するものとする。

第8条 使用料の還付を受けようとする者は、春日部市憩いの家使用料還付申請書(様式第7号)に許可書を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、前条の還付を受けようとする者は、使用の許可を取り消す旨の申請と同時に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請のあったときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市憩いの家使用料還付通知書(様式第8号)により申請をした者に通知し、使用料を還付するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：福祉部高齢者支援課 No.005

処 分 名	憩いの家の使用料の減免
処 分 の 概 要	基準の要件に該当した場合、憩いの家の使用の許可を受ける者に対して、使用料を減額し、又は免除することができます。
根拠条例等・条項	春日部市憩いの家条例（平成 17 年条例第 102 号）第 11 条 春日部市憩いの家条例施行規則（平成 17 年規則第 33 号）第 5 条
審 査 基 準	<p>◎憩いの家の使用料の減免は、次の(1)～(5)の要件のいずれかに該当することが必要です。</p> <p>(1) 本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除</p> <p>(2) 春日部市立小学校、中学校の児童及び義務教育学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が、学校教育課程に基づく教育活動のために使用するとき 免除</p> <p>(3) 使用日当日において、60歳以上の市民であることが確認できるとき 免除</p> <p>(4) 前号の規定により確認した者に同行する市内の小学生以下又は義務教育学校前期課程以下が使用するとき 免除</p> <p>(5) 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例に基づく障害者等又は障害者団体が利用する場合 「根拠条例及び関係例規等の抜粋」欄参照</p>
標準処理期間	5日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 28 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	使用する各憩いの家窓口への提出
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市憩いの家条例

第 11 条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

■春日部市憩いの家施行規則

第5条 条例第 11 条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除
- (2) 春日部市立小学校、中学校の児童及び義務教育学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が、学校教育課程に基づく教育活動のために使用するとき 免除
- (3) 使用日当日において、60 歳以上の市民であることが確認できるとき 免除
- (4) 前号の規定により確認した者に同行する市内の小学生以下又は義務教育学校前期課程以下が使用するとき 免除

第6条 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請のあったときは、審査のうえその可否を決定し、申請した者に通知するものとする。

■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例

(使用料等の減免)

第3条 障害者等又は障害者団体が市の設置した公の施設を利用する場合は、当該公の施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、規則で定めるところにより当該使用料等を減額し、又は免除することができる。

■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則

(減免する使用料等)

第4条 条例第3条の規定により減額し、又は免除することができる使用料等は、別表の左欄に掲げる使用料等とし、当該使用料等の利用者の区分及びその内容は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表（第 4 条関係）

使用料等の名称	利用者の区分及びその内容	
	障害者等のみで使用する 場合	障害者団体が使用する場 合
春日部市薬師沼憩いの家の使用料 等	免除	減額
春日部市大池憩いの家の使用料等	免除	減額

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:福祉部高齢者支援課 No.006

処 分 名	高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料の減免
処 分 の 概 要	生活援助員を派遣した場合に徴収する手数料の減免が受けられる場合があります。
根拠条例等・条項	春日部市高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例（平成 17 年条例第 104 号）第 5 条
審 査 基 準	次のいずれかに該当する場合は、手数料を減額、又は免除します。 (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による生活保護の受給に至ったとき。 (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく支援給付の受給に至ったとき。 (3) 天災その他特別の事情があるとき。
標準処理期間	5 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 28 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	第 2 別館 2 階 高齢者支援課窓口への提出
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護の受給に至ったとき。
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付の受給に至ったとき。
- (3) 天災その他特別の事情があるとき。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:福祉部高齢者支援課 No.007

処 分 名	老人ホーム入所者等の手数料の減免又は徴収猶予
処 分 の 概 要	徴収金を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができます。
根拠条例等・条項	春日部市老人ホーム入所者等の費用徴収に関する規則 (平成 17 年規則第 144 号)第8条第1項、第2項
審 査 基 準	<p>福祉事務所長は、徴収金を納付すべき者が、次のいずれかに該当する場合は、徴収金を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができます。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 災害により著しい損害を受けたとき。(2) 収入が著しく減少したとき。(3) その他福祉事務所長が必要と認めたとき。 <p>徴収金の減免又は徴収猶予を受けようとする方は、老人ホーム入所者等措置費用徴収金減免・徴収猶予申請書(様式第3号)の提出が必要です。</p>
標準処理期間	5日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日(最終改正:平成 26 年 4 月 1 日)
申請時期	随時
申請方法	第2別館2階 高齢者支援課窓口への提出
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市老人ホーム入所者等の費用徴収に関する規則

第8条 福祉事務所長は、徴収金を納付すべき者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収金を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

- (1) 災害により著しい損害を受けたとき。
- (2) 収入が著しく減少したとき。
- (3) その他福祉事務所長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により徴収金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、老人ホーム入所者等措置費用徴収金減免・徴収猶予申請書(様式第3号)により福祉事務所長に提出するものとする。